



2023年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ホギメディカル
代表者名 代表取締役社長 保木 潤一
(コード番号 3593 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 管理本部長 川久保 秀樹
(電話 03-6229-1300)

取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定とともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、これらに関する議案を2023年6月20日開催予定の第62期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬等額は、2007年6月26日開催の第46期定時株主総会において、年額を前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の7%以内（ただし当該額が1億50百万円を下回る場合は、1億50百万円を上限）とご承認いただいております。

この度、取締役の業績向上に対するインセンティブを高め、当社業績のさらなる向上に資するため、取締役の報酬等の額は引き続き業績連動型とし、①月額報酬としての基本報酬枠を年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の4.5%以内（ただし当該額が1億20百万円を下回る場合は、1億20百万円以内）（うち社外取締役分は50百万円以内）、②賞与枠を年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記1.に記載の報酬枠とは別枠にて設定することに

つき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 前事業年度の連結純利益の1.5%以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。なお、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会にて審議の上、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において決定することといたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上